

補助金額の決定に関するご注意（必読）！

補助金実績報告書の提出時に補助対象経費と認められないケースがありますのでご注意ください。

このことから観光協会が推奨する施設、店舗をご利用いただくと安心です。

協会ホームページの「**ご利用可能な施設や店舗**」から ①**体験** ②**飲食** の中から、それぞれひとつ以上を選んで同一日にご利用ください。宿泊が伴う場合は、宿泊日と翌日のご利用が可能です。

なお、「ご利用可能な施設や店舗」以外の店舗をご利用される場合は、実績報告書で必要な書類などにつきましては、②**飲食**の場合の注意点をご参考にしていただいたうえで、ご面倒ですが市役所観光交流室で確認しておいていただくことをおすすめします。

①**体験** 「遊び・体験」施設、店舗のご利用について

- イ) 鮎釣りなどで各漁業協同組合の年券、日券を補助対象経費にしている方は、下記の「鮎釣りの補助対象経費」を必ずご覧のうえ実績報告書を提出してください。
- ロ) はなびし庵の歴史影絵の鑑賞は、5人～15人/回までの催行です。はなびし庵に事前予約が必要です（毎週火、土、日曜 14時～上演）。
「和菓子食べ歩きプラス」では、影絵鑑賞によりクーポンチャレンジのスタンプをひとつ押させていただきます。お酒を購入される方は、②**飲食**の「お酒販売」となりますので領収書（レシート可）を別に発行してもらってください。
- ハ) 3つの蔵元での試飲体験は、SNS投稿の有無で確認します。コロナ禍で実施していない場合がありますので必ず事前にご確認ください。その場合は、②のお酒販売のみとなります。このことで他に①の**体験**実績がなくなる場合、①を別の体験メニューから計画して実績報告書を提出してください。

②**飲食** 「お酒販売」と「和菓子食べ歩き加盟店」のご利用について

- イ) 「お酒販売」店舗で補助対象となる商品は、名張の地酒と酒販店のオリジナル販売の日本酒のみです。市外酒造会社の商品やビール、ワイン、ジュースなどは補助対象外となります。日付と商品名が記載された領収書が必要となりますので、お店に申し付け下さい。
- ロ) 「和菓子食べ歩き加盟店」で商品を購入される方は、①の「和菓子食べ歩きプラス」のクーポンチャレンジ券に3店舗の同日付けスタンプがあ

る場合、①の体験実績が認められます。購入商品の領収書とともにチャレンジ券を提出してください。

ご注意 鮎釣りの補助対象経費について

1. 鮎釣り体験において補助対象となる経費は、名張川漁協、青蓮寺川漁協、長瀬・太郎川漁協とも日券相当分となり、補助金額はその1/2の額です。
2. 既に遊漁券を購入されている場合、及び年券または日券を購入される予定の場合とも、利用期限まで(8/31)に、②飲食の対象店舗(②飲食店、特産品・和菓子の購入等から選択)で飲食するか商品を購入して領収書をもらってください。日券の場合は、①②同日利用です。
3. SNS発信は、利用予定日以降10日以内です。必ず釣りをしている写真を投稿ください。今後の印刷物やHPでの情報発信に役立たせていただけます。
4. 遊漁券で領収書がない場合は、遊漁券をコピーし実績報告書に添付してください(氏名、年券日券の別、日券の場合は日付が入ること)。
5. ②の購入商品は、補助金交付の趣旨から当日使用、当日消費のもので1日限りでの利用が補助対象ですので、釣り道具の購入で実績報告書の提出を予定している方は、ほとんどの商品が補助対象とならないと考えられます。事前に市役所観光交流室へお尋ねいただくことをおすすめします。

朗報!ふたつ プレゼントしまぁす(^.^)/~~~

- 1 **SNSの優秀投稿6点**に3つの蔵元さんの純米吟醸720mlを各1本 または名菓詰合せ「やしんぼセット」を3セット

* 9月中旬に観光協会のホームページで発表します。

- 2 **「和菓子食べ歩きプラス」のクーポンチャレンジで**

「和菓子食べ歩きプラス」加盟店で次回使える500円引きクーポン券と、赤目四十八滝入山券(2枚1,000円分)をまれなくプレゼント。

* 全ての補助申請者への市の補助金の支払い事務が終了してからになります。